

佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第12号

佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
(佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第1条 佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則(平成28年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(人事評価の対象職員) 第2条 人事評価は、 <u>臨時的任用の者及び佐賀県教育長</u> (以下「県教育長」という。)の指定する者を除き、一般職に属する全ての職員について実施する。	(人事評価の対象職員) 第2条 人事評価は、佐賀県教育長(以下「県教育長」という。)の指定する者を除き、一般職に属する全ての職員について実施する。

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則(平成28年佐賀県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(人事評価の対象職員) 第2条 人事評価は、 <u>臨時的任用の者及び佐賀県教育長</u> (以下「県教育長」という。)の指定する者を除き、一般職に属する全ての職員について実施する。	(人事評価の対象職員) 第2条 人事評価は、佐賀県教育長(以下「県教育長」という。)の指定する者を除き、一般職に属する全ての職員について実施する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。